

令和3年8月19日

事業主 様
健康保険委員 様

サニーピア健康保険組合
業務課長

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（お知らせ）

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、厚生労働省保険局保険課より通知があり、下記のとおり取扱いを変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容

夫婦ともに被保険者の場合の被扶養者の認定について次のとおり変更します。

変更前	年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とするを原則とする。
変更後	年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から <u>今後1年間の収入を見込んだもの</u> とする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。

※夫婦ともに被用者保険の被保険者の場合、双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

2. 留意点

主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととします。

3. 添付書類

これまで同様もう一方の配偶者（被保険者）の年間収入が確認できる書類を添付してください。

ご不明な点がございましたら、お手数でも当組合にお問い合わせをお願いいたします。

お問合せ先
業務課 078-321-1241（代表）